

布川事件国賠訴訟判決に対する声明

2019年5月28日

日本国民救援会茨城県本部

同 中央本部

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

5月27日、東京地方裁判所民事第24部（市原義孝裁判長）は、布川国賠訴訟について検察の証拠開示の拒否や公判での警察官らの偽証を違法と認定して、国（検察）と茨城県（警察）に対して連帯して、原告の桜井昌司さんに約7600万円の損害賠償の支払いを命ずる判決を言い渡した。

多くの冤罪事件の犠牲者がその原因の究明と責任を問う国賠訴訟で、警察、検察、裁判所を免責する判決が続いている中で、国と県の責任を認めた今回の東京地裁判決を私たちは高く評価する。

原告の桜井昌司さんは、1967年茨城県利根町布川で男性が殺害された布川事件で別件逮捕され、裁判で無実を訴えたが強盗殺人犯とされ無期懲役の判決を受けた。桜井さんは、獄中生活29年を含め人生の大半、殺人犯の汚名を着せられたままの生活を余儀なくされ、しかも、雪冤を果たすため再審無罪を確定させるのに実に44年の長きにわたって、裁判闘争を強いられた。2012年11月、桜井さんは自白の強要、証拠隠し、証拠の捏造まで行って無実の者を有罪に陥れた責任を迫及するために国家賠償請求訴訟を提訴した。

判決は、検察の証拠開示について、「少なくとも被告側から具体的な申し出があれば、開示をしない合理的な理由がない限りは開示義務を負う」とし、布川事件の控訴審で検察が弁護団からの証拠開示請求を拒絶し、目撃者の初期供述などを提出しなかったことを違法と認定した。

さらに判決は、警察官が取調べの段階で桜井さんに対して、「母親が早く自白するように言っている」「被害者宅前で桜井さんを見たという目撃者がいる」などと述べて自白を強要したことについて、これらは「虚偽の事実を述べたものというほかなく、かかる取り調べは偽計を用いたもの」と述べ厳しく断罪した。

そして、判決は偽計など警察の違法な取調べや検察の証拠隠しがなければ、「第二審判決においては、再審判決と同様に無罪判決が宣告され、直ちに釈放された蓋然性が高い」とし、第二審判決日翌日から仮釈放されるまでの8365日間を逸失利益と認定した。

茨城県、国は、今回の判決を真摯に受け止め控訴することなく、判決に従って速やかに賠償金を支払い、桜井昌司さんに対し謝罪すべきである。

私たちは、今回の判決が厳しく指摘したように自白偏重の捜査、証拠隠しを是正するため、代用監獄の廃止、取り調べの全過程の可視化、弁護人の立ち会い権の保障など冤罪を生まない刑事司法の抜本的改革、再審における証拠開示など再審法の改正にむけて奮闘することをあらためて表明する。

以上